

各務原市子育て応援団「幼稚園の子育て支援事業」実施要綱

(平成25年3月28日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、近年、核家族化、都市化の進展等、乳幼児を取り巻く環境が変化する中で、家庭及び地域における子育て力の低下が懸念されているため、幼児教育を担う幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。以下同じ。）が、地域の親子・先輩ママパパ等の育児ボランティア等が集う場所を提供し、見守りながら遊びの時間を共有する、子育て応援団「幼稚園の子育て支援事業」を実施することにより、地域のきめ細やかな育児ネットワークを構築することを目的とする。

(実施方法)

第2条 市長は、子育て応援団「幼稚園の子育て支援事業」を、市内の幼稚園に委託し、実施する。

2 市長は、当該事業の委託に当たっては、年度ごとに、当該事業を実施する幼稚園（以下「実施幼稚園」という。）の設置者と委託契約を締結するものとする。

(委託料)

第3条 市は、年間10万円の範囲内で、当該事業を委託した幼稚園の設置者に対し、委託料を支払うものとする。

(実施基準)

第4条 実施幼稚園は、子育て応援団「幼稚園の子育て支援事業」を原則月1回以上行うこととする。この場合において、実施幼稚園は、幼稚園等へ就園前の親子及び祖父母、育児ボランティア等、広く地域に参加を呼びかけるものとする。

2 災害その他やむを得ない理由により、前項前段に規定する基準を満たすことができない場合にあつては、別途協議の上、当該基準を変更することができる。

(実施内容)

第5条 子育て応援団「幼稚園の子育て支援事業」を行う際は、前条の実施基準の範囲内で、絵本の読み聞かせ・紙芝居等、遊びの提供、自由なおしゃべりタイム等、参加者の交流がより進む配慮をした内容とする。

(実施場所)

第6条 子育て応援団「幼稚園の子育て支援事業」は、実施幼稚園内のほか、地域の公園、公民館等、内容によってより多くの参加者が見込める場所で行うものとする。

(実施報告)

第7条 実施幼稚園は、年度ごとに、実施報告書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

（守秘義務）

第8条 実施幼稚園及びその従事者は、この事業の実施に当たり、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

2 実施幼稚園及びその従事者は、この事業により知り得た個人情報を漏らしてはならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日決裁）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式（第7条関係）

実施報告書

事業名 各務原市子育て応援団「幼稚園の子育て支援事業」

実施日時 第 回 年 月 日（ ）

内 容

参加人数

人 うち（ボランティア 人）

年 月 日

（宛先） 各務原市長

〔幼稚園名〕